

主な活動（居住支援、生活支援、身元保証支援）実績（R7.11.30現在）

令和7年度の主な活動実績 【身元保証支援】

身元支援をした者	相談者（相談先） 【身元関係】	身元支援（緊急連絡先、身元保証人、金銭管理人、後見人など）をした内容
身寄りがいない、知的障害、生活保護、70歳男性	訪問看護の代表者 【金銭管理】	数か所の債務（支払い）があるが自分では金銭的な管理や運用ができず、社会福祉協議会に相談しても対応できないとのことであったので、私が金銭管理をする方向で進めている
天涯孤独、知的障害、20代男性	相談員 【金銭管理】	会社を設立前に通帳・キャッシュカードを預かって金銭管理を任されていたが、会社設立に伴い金銭管理に関する契約書を作成して、本人と相談員にも納得してもらい継続して金銭管理を任される（契約書などは作成、本人と相談員にも渡す）
生活保護の他国籍の母親と同居、知的障害、10代男性	支援機関 【金銭管理】	養護学校を卒業と共に大手の運送会社に就職をすると共に、独り暮らしをすることになり、知的障害もあることから誰かが給料や食費などの金銭管理をする必要があり、支援機関や本人からの依頼により通帳・キャッシュカードを預かっての金銭管理を任される（契約書を作成、契約書は本人・支援者2名にも渡す）
家族と疎遠、精神障害、身体障害、生活保護、50代女性	相談員 【身元保証人】	会社設立前より居住支援や生活支援をさせてもらっているなか体調不良から精密検査を受けたところ「脳の血管にこぶ」が見つかり、入院検査のためには身元保証人が必要であることから、本人と相談員の依頼により入院検査と入院のための身元保証人となった（生活支援や身元保証の契約書を作成）
身寄りがいない、生活保護、精神障害、刑務所出所者、60代女性	本人 【身元保証人】	自宅アパートの階段から転落をして緊急搬送されたが内臓疾患が見つかり入院治療が必要とのことで、身寄りもないことから本人の依頼により入院治療などのための身元保証人となった
身寄りがいない、施設入所中の持病がある70代男性	施設長 【任意後見人】	会社設立前より居住支援や生活支援や身元保証人をさせてもらっている方で、そのなかで身寄りもなく癌の持病があることから本人の終活（葬儀や財産管理）を心配し私に相談があり、私から本人に終活の必要性を説明し、施設内にて本人・施設長・ケースワーカーにて話し合いをしたところ「私（弊社）が後見となり葬儀や財産管理をする」ことを決めた（任意後見人や死後事務委任契約などの手続きを進めている）

身寄りがいない、病院に入院中の 70男性	本人 【家族信託】	自宅アパートの階段から転落したことから入院となったが、身寄りもなく退院も階段があるアパートに戻ることは生活的に厳しいと判断し、財産管理や身元保証などの支援ができるように地域でのリハビリテーションや賃貸物件を探し、リハビリテーションへの入所することになり、施設を退所後は賃貸物件にて独り暮らしを希望しているものの終活に向けては「任意後見」よりも「家族信託」が適していると判断し、司法書士事務所にて各種契約などの手続きをしている
身寄りがいない、生活支援、 精神障害、身体障害、70代女性	本人 【身元保証人】	精神不安定な状態により任意措置入院となったことから、入院時における身元保証人と、入院中における予約していた通院（MRIなどの検査）や診察の同行支援を行った
家族全員が精神的な障害がある家 庭	家族 【緊急連絡先】	何件かの物件探しを続けたことで希望する物件があったが、身内などの疎遠状態のため家賃保証審査における緊急連絡先がないことから、私が緊急連絡先となることで家賃保証審査が通り、希望する物件への入居契約をすることとなった
身寄りがいない、生活支援、 精神障害、身体障害、70代女性	本人 【身元保証人】	幻聴や幻覚の症状があることから通院している精神科の病院に任意入院を予約し、身寄りなどいないことから入院に際して身元保証人となった
身寄りがいない、20代男性	警察署 【身元引受人】	警察署より「金銭的なトラブルにより警察署にて任意取調べを受けており、今後は任意の取調べ（捜査）があることから身柄引受に来て欲しい」と連絡があり、身柄引受人して警察署に迎えにいった
身寄りがいない、施設入所中、 癌の疾患あり、70代男性	本人 【献体登録】	本人に対して、公証役場にて『任意後見人』『死後事務委任』の契約をしたなかで、本人に死後の身体について献体という流れもあることを説明したところ、本人より「お願いします」と承諾を得たので、某大学病院にて献体登録の手続きなどを行った
身寄りがいない、施設入所中、 癌の疾患あり、70代男性	本人 【自筆証書遺言】	本人より「死後の財産（預貯金）について遺言書を残しておきたい」と相談があり、土地や家や株などは無いことから公正証書遺言よりも費用が抑えられる『自筆証書遺言』を説明し、本人と共に法務局にて手続きを行った
身寄りが遠方、身体的な障害、 70代男性	本人、福祉機関 【身元保証人】	身寄りが遠方のため、ヘルパーを利用するための「緊急連絡先」や「身元保証人」がいないことから、私とその任を引き受けることにより、ヘルパーを使うことが出来た

身寄りがなく、何度かの矯正施設
での入所の経験がる、20代男性

本人・弁護士
【面会】

何度かの矯正施設の入所を経験することで、家族や親類などの身寄りがなくなった20代男性は、出所後に居住支援や生活支援並びに何度かの警察沙汰にて、その度に身柄引受をしていたなか、ある事案にて逮捕・勾留となり、本人の弁護士より「本人から面会に来て欲し」と依頼られ、勾留先の警察署にて本人と面会をする

任意後見人などの後見人（家族信託も含む）

身寄りがいない70代の男性については、施設入所に伴う身元保証人となってからは入所後も各種手続きの代行や買い物などの生活支援を行っており、そのなかで施設の責任者より「男性も井田さんのことを信頼・信用しているので認知症や寝たきりになった場合や死後のことなどのために後見人になって欲しい」と相談があり、本人と施設責任者とケアマネジャーと話し合いをして、私が任意後見人となることを決め、公証役場にて『任意後見人契約』『死後事務委任契約』の手続きを行い、法務局にて任意後見人としての登録をしました
また、本人の希望により『遺言書』『死後の献体手続き（登録）』も行いました

身寄りがいない70代の男性について、本人の依頼により司法書士事務所にて『家族信託』の手続きを公証役場や金融機関で行い、私がこの方の財産管理・身上監護・死後事務などの後見人になりました

【手続き中】

身寄りが遠方で、精神的な障害がある70代の男性にあっては、自分が認知機能の低下などによる判断能力が出来なくなったり、亡くなった後の葬儀や車や家財などの処分についても心配をしており、そのかで福祉支援の担当者からの相談により、本人と面談をし、その後、本人と福祉支援の担当者と遠方の親族も交えて、今後、私が『任意後見人』『死後事務委任』の契約をすることが決まり、現在、公証役場にて手続きを進めている

※後見人としての知識を深め、被後見人（高齢者や障害者など）の人権や身体や財産などの適切に養護・管理するため、更に、その者の家族や親族などが安心してもらえるために、現在、「市民後見人養成講座」を受講中で、来年1月25日に課程を終了する